

和福高第297号
平成25年6月11日
(2013年)

各有料老人ホーム施設長 様

和歌山市高齢者・地域福祉課長

有料老人ホームにおける防火安全対策の徹底及び点検について

平成25年2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、多数の入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受けて、厚生労働省老健局高齢者支援課長より、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成25年5月31日付け老高発0531第4号）における「4. 有料老人ホームにおける防火安全対策の徹底及び点検について」において、有料老人ホームの防火安全体制及び万一火災が発生した場合の消火・避難・通報体制の確保等について、事業者等への周知依頼がありました。

下記の【点検事項】について留意のうえ、再点検を行い、防火安全対策に万全を期すよう、お願いします。

1 緊急時の対応について

【点検事項】

- ①事故・災害に関する具体的計画（消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。）の策定状況
- ②定期的な避難訓練の実施状況
- ③事故発生時の関係機関への連絡体制

【参考】和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日施行）

第6章 施設の管理・運営

3 緊急時の対応

- (1) 事故・災害及び急病・負傷・集団感染等の緊急時に迅速かつ適切に対応できるように、対応方法等に関するマニュアル等を備えるとともに、職員の業務分担を明確にし、これらの周知を徹底すること。
- (2) 火災や地震等の災害に備え、消防計画等に基づき所轄の消防署と連携を図りながら、避難等必要な訓練を定期的に行うこと。

2 消防法その他の法令等に規定された設備

【点検事項】

- ①消防法その他の法令等に規定された設備の設置状況（スプリンクラー設備、自動火災報知設備、火災通報装置、消火器など）
- ②緊急通報装置の設置状況

【参考】和歌山市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日施行）

第4章 規模及び構造設備

2 建物は、建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物とし、かつ、建築基準法、消防法等に定める避難設備、消火設備、警報設備その他地震、火災、ガスもれ等の防止や事故・災害に対応するための設備を十分設けること。なお、既に設置されている有料老人ホームの建物が、耐火建築物又は準耐火建築物でない場合は、所轄の消防署の指導により必要な防火措置等を講ずること。

また、緊急通報装置を設置する等により、入居者の急病等緊急時の対応を図ること。